

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十六号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第八条の二 教育職員（学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この条において同じ。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

第九条第二項中「前条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第九条の二第一項中「（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）」を削る。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。